

第11分野 「科学技術・学術分野における男女共同参画」

I これまでの施策の効果と、「科学技術・学術分野における男女共同参画」が十分に進まなかつた理由

1 第2次計画及び第3期科学技術基本計画において、女性研究者の採用目標値(自然科学系全体として 25%)が明記された。現在の大学教員の自然科学系全体における女性研究者採用割合は 24.3%(平成 19 年度)であるが、分野ごとに大きなばらつきがある。

また、研究者に占める女性割合は 13%(平成 21 年)であり、他の先進国と比べて依然として低い状況である。

2 科学技術・学術分野における男女共同参画が十分に進まなかつた理由は以下のとおりである。

(1) 固定的な性別役割分担意識が根強い中、ロールモデル等も少ないとから、女子学生の進学の割合が理工系分野において低いなど専攻分野における男女の偏りが見られる。

(2) 研究機関(大学、企業、公的研究機関等)における意識改革が不十分であったため、男性を優先的に登用するなどの慣例が残存しており、研究者として活躍できる場に女性が登用される機会が不十分であった。

(3) 大学や公的研究機関における女性研究者支援の取組は一部で始まっているが、なお研究と育児等の両立支援環境が不十分である。

(4) 理工系分野に多くみられる、実験等による長時間の研究活動が、女性の参画の障壁となる側面がある。

(5) 研究機関(企業等)における採用・配置等の積極的な取組が不十分であったため、女性研究者の割合が特に低かった。

II 今後の目標

科学技術・学術は、我が国及び人類社会の将来にわたる発展のための基盤であり、「知」の獲得をめぐる国際的な競争が激化している。我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた研究活動を活性化するためには、男女を問わず多様な研究者を質・量とも育成・確保していくことが不可欠である。

しかしながら、我が国の研究分野への女性の参画状況は、他の先進国と比べて依然として不十分であることから、女性研究者の登用及び活躍の促進を加速するための取組を積極的に行う。

III 施策の基本的方向と具体的な取組

1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

科学技術・学術分野における多様な視点や発想を確保し、研究活動の活性化によ

って新たな知見の創出、国際競争力の向上等を図るため、女性研究者を質・量ともに育成・確保する。また、科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画割合を高める。

(2) 具体的な取組

- ① 研究者の女性割合などについて、「2020 年 30%」の目標の達成に向けた取組が促進されるよう、研究機関に対し、女性参画のための自主的な取組の奨励及び支援を行う。その際、第3期科学技術基本計画における数値目標(女性研究者の採用について 2010 年度(平成 22 年度)までに自然科学系全体としては 25%(理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、保健系 30%)を踏まえ、各機関等が数値目標の設定及び達成度の評価・公開等を行うよう働きかける。
- ② 男女共同参画会議と日本学術会議・総合科学技術会議の連携を強化し、第 4 期科学技術基本計画等に目標を設定するなど、男女共同参画の視点を明確に位置付ける。
- ③ ポジティブ・アクションの推進等により、国及び地方公共団体における科学技術・学術に係る審議会委員等の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ④ 国が関与する提案公募型研究事業等の審査員への女性の登用を積極的に進める。
- ⑤ 日本学術会議では、学術分野における男女共同参画を推進するため、積極的な調査や提言を行う。
- ⑥ 高等教育機関の教員等が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修等の取組を推進する。

2 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

(1) 施策の基本的方向

多様な価値観や働き方を受容して働きやすい環境を醸成し、女性研究者が能力を一層発揮できるようにする。

特に、女性研究者が研究と出産・育児等とを両立し、研究を継続するための保育支援、研究支援、復帰支援、慣行の見直しなどの環境整備を充実するとともに、採用や処遇の際に出産・育児等の負担を配慮した人事の運用に留意する。

(2) 具体的な取組

- ① 研究機関の管理職等を対象とした男女共同参画のための意識啓発活動を行うとともに、男女共同参画の推進のためのネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ホールモデルの提供及び相談窓口の活用促進等に努める。
- ② 女性研究者及び女性若年層に対して、研究を継続するための支援や公募を含む採用などについての情報提供の利便性を図るなど、科学技術・学術分野における情報ネットワーク環境の整備に努める。
- ③ 他のモデルとなるような取組を行う研究機関に対する支援等を行う。

- ④ 研究機関は、女性研究者の採用・登用やプロジェクト参加等の機会を確保するための性別や年齢により差別しない人事等の推進、勤務環境の整備等を行う。
- ⑤ 研究機関は、短時間勤務を含む柔軟な勤務体制の導入、育児休業取得に係る研究中断後の再開のための支援措置、託児施設の整備など、研究と出産・育児等の両立支援策に取り組む。
- ⑥ 技術者等の研究を主とする者以外の科学技術・学術関係人材についても、その分野の特性や実情等を踏まえた上で、仕事と出産・育児等の両立支援策に取り組む。

3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進

(1) 施策の基本的方向

女子学生・生徒の理工系分野への進学状況は他の分野と比較して低い。

このため、理工系分野の人材育成の観点から、女子学生・生徒の興味・関心の喚起・向上にも資する取組を強化するなど女子学生・生徒のこの分野への進路選択を支援する。

(2) 具体的な取組

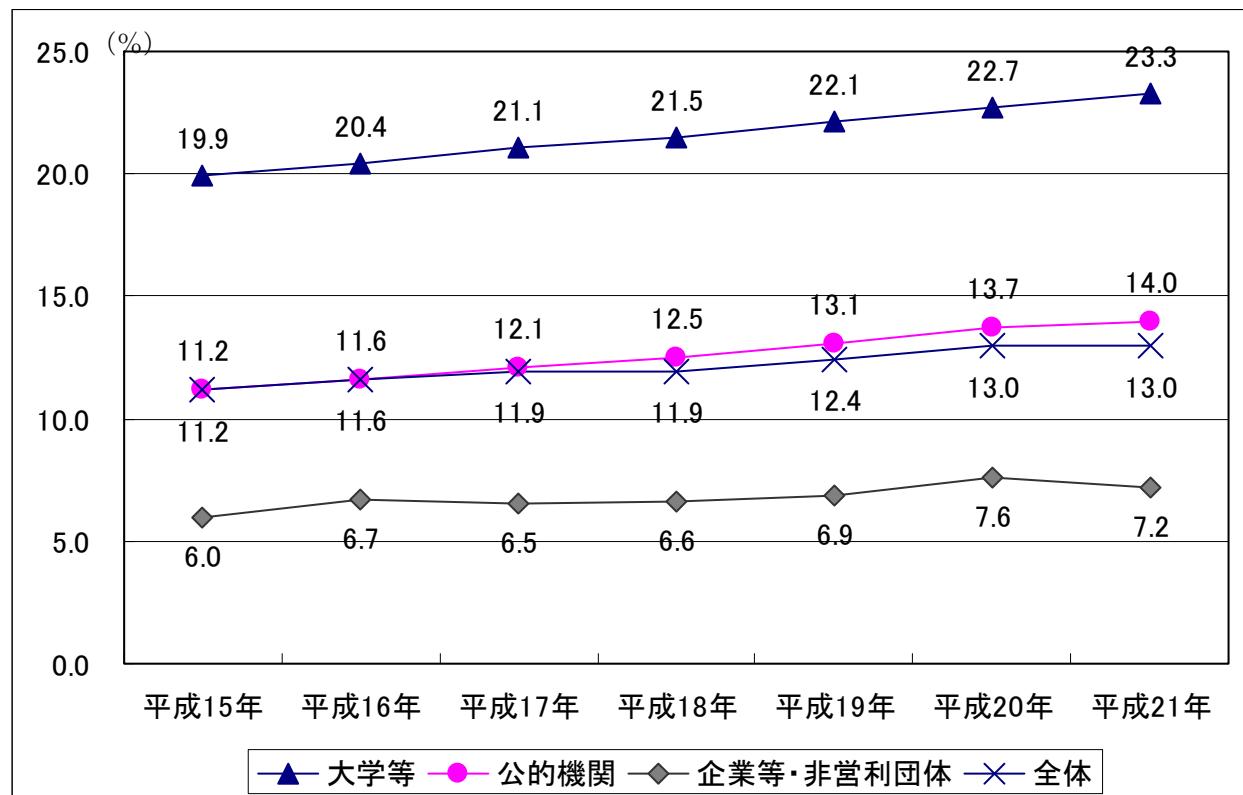
- ① 企業を始めとする研究機関の研究者の身近なロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。
- ② 女子学生・生徒の理工系分野への関心・理解を高めるため、本人及びその進路選択に影響力のある保護者・教師をも対象にした女性研究者等のロールモデル情報の提供、科学技術・学術の理解増進のための事業を推進する。

図表1 女性研究者の分野別採用割合

	自然科学系全体	理学系	工学系	農学系	保健系
割合(%)	24.3	11.9	5.9	13.6	34.4

資料出所:平成19年度文部科学省調べ

図表2 研究者に占める女性割合(機関別)



資料出所:科学技術研究調査報告(総務省統計局)より文部科学省が作成